



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 6 日 (火)
第 9 0 5 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公の施設の指定管理者の指定 (626) (福祉保健課) 2 指定自立支援医療機関の指定 (627) (障がい福祉課) 2 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (628) (住まいまちづくり課) 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (3件) (629~631) (水環境保全課) 3 国土調査の成果の認証 (632) (農地・水保全課) 4 保安林の指定予定 (633) (森林づくり推進課) 5 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (634) (西部総合事務所福祉保健局) 5 介護老人保健施設の廃止の届出 (635) (〃) 6 介護医療院の開設の許可 (636) (〃) 6 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (637) (〃) 6 指定障害福祉サービス事業者の指定 (638) (〃) 6
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 7

告 示

鳥取県告示第626号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立福祉人材研修センター	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 藤井 喜臣 鳥取市伏野1729-5	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

鳥取県告示第627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社博成薬局	鳥取市雲山147-21	やまだ薬局	鳥取市国府町新通り三丁目301-1	精神通院医療	平成30年10月1日
クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3-1	クオール薬局皆生温泉店	米子市皆生温泉一丁目12-22	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃
〃	〃	クオール薬局境港店	境港市上道町1893-4	〃	〃
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	精神通院医療	平成30年11月1日
株式会社ファーマシィ	広島県福山市沖野上町四丁目23-27	ファーマシィ薬局西福原	米子市西福原四丁目9-50	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第628号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- 2 変更する旨の届出があった事項
構造判定室横浜事務所の所在地
変更前 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57
変更後 神奈川県横浜市区高島二丁目19-12

構造判定室群馬事務所の所在地

変更前 群馬県沼田市白沢町上古語父字天神甲938

変更後 群馬県利根郡みなかみ町月夜野3273-2

3 変更年月日

平成30年11月1日

鳥取県告示第629号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

（変更前 鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道）

3 事業施行期間

平成4年10月6日から平成36年3月31日まで

（変更前 平成4年10月6日から平成18年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

鳥取市鹿野町鹿野字柄杓目ノ三、字六反田、字昆沙門前、字殿町、字赤烏帽子、字出合、字下野山、字外向、字野山河原及び字中乗廻シ、鹿野町今市字樋ノ詰、字人賣谷口、字細工谷、字西波、字寺谷、字持正院、字家ノ下河原、字家ノ脊戸、字外河原、字墓ノ後口、字屋形屋敷、字櫻馬場ノ下、字小林北門前、字櫻馬場ノ南及び字櫻馬場ノ上、鹿野町寺内字立馬場、字八景及び字八反田、気高町上原字西法寺並びに気高町下石字西法寺及び字浦山の各一部

削除する部分

鳥取市鹿野町鹿野字出合、字青木一、字青木二、字森重、字下村屋敷廻り、字赤烏帽子、字清水出口、字上町北側、字上町南裏、字堀端、字寄田一、字寄田二、字寄田三、字寄田四、字金堀、字山後ノ一、字観音寺前、字紺屋町、字桑木原、字小屋根、字屋敷廻り、字椿原、字昆沙門前、字鍛冶町尻、字盆悦、字鍛冶町西裏、字大工町南側、字向畑、字大工町北側、字鳥羽谷及び字六反田並びに鹿野町今市字人賣口道ヨリ西、字祖父分、字井津尻、字大岩、字多郎平屋敷、字寺ノ前、字村西側中、字山崎、字上大唐田、字東西波、字西波、字一本松、字狐平、字與五郎田、字中筋、字柿谷、字柿谷口、字石垣及び字鳴戸瀬の各一部

鳥取県告示第630号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

鳥取市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
気高都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年12月14日から平成36年3月31日まで
(変更前 平成5年12月14日から平成32年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市気高町八束水字大東新田の一部

鳥取県告示第631号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
青谷都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
(変更前 青谷都市計画下水道事業 青谷町公共下水道)
- 3 事業施行期間
平成6年3月15日から平成36年3月31日まで
(変更前 平成6年3月15日から平成22年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
鳥取市青谷町井出字空瀆及び字道端の各一部
削除する部分
鳥取市青谷町青谷字前川、字背戸田、字治郎丸、字越前、字長尾口、字口堤谷、字鹿野坂口、字北浜、字東町、字中町(一)、字中町(二)、字空町、字西浜、字遠崎、字八軒屋、字瀬崎、字中畦、字上寺地、字大工町、字屋敷田、字灘町、字梶ケ下、字福井田、字大曲り、字小丸山、字大茨、字西湯田、字二反草、字橋詰、字冬邊及び字村内、青谷町井手字馬込、字空瀆、字村廻り、字前田、字道端、字随ケ谷、字西原及び字ヒイベ、青谷町吉川字水当、字家敷廻り、字内前田、字菅田、字下向前田、字鳥越及び字向前田、青谷町露谷字西漆ケ坪、字漆ケ坪及び字鳥越並びに青谷町善田字傍示ケ崎、字平田前及び字土橋の各一部

鳥取県告示第632号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
---------	----------	-------	----------	-------

の名称				
東伯郡三朝町	平成26年度から平成28年度まで	三朝町(大字三朝の一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三朝の一部	平成30年11月6日
〃	〃	三朝町(大字砂原の一部)の地籍図及び地籍簿	三朝町大字砂原の一部	〃
日野郡江府町	平成28年度及び平成29年度	江府町(大字武庫の一部(20163140302))の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃
〃	〃	江府町(大字杉谷の一部(20163140303))の地籍図及び地籍簿	江府町大字杉谷の一部	〃
日野郡日野町	〃	日野町(貝原の一部[20163140205])の地籍図及び地籍簿	日野町貝原の一部	〃
〃	〃	日野町(貝原の一部[20163140206])の地籍図及び地籍簿	〃	〃

鳥取県告示第633号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町福成字鴨河原山2805
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第634号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団昌	介護老人保健施	西伯郡伯耆町大	平成30年8月3日	平成30年9月30日	短期入所療養介

平会	設はじめ	原927-1			護
有限会社ヴィレッジ	五千石調剤薬局	米子市八幡703-12	平成30年10月24日	〃	居宅療養管理指導

鳥取県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から当該施設を廃止する旨の届出があったので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団昌平会	介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	平成30年8月3日	平成30年9月30日	介護保健施設サービス

鳥取県告示第636号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

開設者の名称又は氏名	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	許可年月日	サービスの種類
医療法人社団昌平会	介護医療院はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	平成30年10月1日	介護医療院サービス

鳥取県告示第637号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団昌平会	介護老人保健施設はじめ	西伯郡伯耆町大原927-1	平成30年8月3日	平成30年9月30日	介護予防短期入所療養介護
有限会社ヴィレッジ	五千石調剤薬局	米子市八幡703-12	平成30年10月24日	〃	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

公益社団法人青年海外協力協会	長野県駒ケ根市中央16-7	JOCA南部	西伯郡南部町法勝寺325-1	就労継続支援A型	平成30年11月1日
特定非営利活動法人メルヘン福祉会	西伯郡伯耆町久古1042	ゆめ工房	西伯郡伯耆町大殿1092-2	就労継続支援B型	〃

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年11月6日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年12月3日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
平成30年12月17日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年12月4日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年12月18日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。